

# JA教育資金贈与専用口座のご案内

【取扱期間：平成 25 年 8 月 26 日～平成 31 年 3 月 31 日】

平成 25 年度税制改正にて「教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が創設されました。これに伴いJAバンク京都では、本措置に対応した専用口座をご用意いたしました。

## 非課税措置のポイント

- ① 平成 25 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、直系尊属（祖父母、父母など）からの贈与が対象。
- ② 受贈者（お子様、お孫様など）の年齢が 30 歳未満であること。
- ③ 受贈者 1 人当たり 1,500 万円まで（うち学校等以外に支払う場合は 500 万円が限度）の教育資金の贈与が非課税。
- ④ 金融機関に、教育資金の支払いに充てたことが分かる領収書の提出が必要。

JAバンクなら…

### ◎手数料が無料です！

…口座の管理料、払出手数料はかかりません。



### ◎お子様やお孫様がお住まいの地域のJAをご紹介します！

…もしお子様やお孫様が府外や遠隔地にお住まいの場合でも、お近くの取扱可能なJAをご紹介します。

※全てのJAで取扱が可能というわけではございません。

よくご確認ください！

- 現在でも、扶養義務者から被扶養者への「学資や教材費、文具費などの教育費であって、通常必要と認められる」範囲内で都度贈与を行う場合は非課税とされています。
- 子や孫（受贈者）が 30 歳になった時点で残額がありますと、その時点で残額について贈与があったものとみなされ贈与税が課税されます。
- 一度贈与された資金は贈与者に戻すことはできません。よって、贈与者が老後資金等を充分にご準備されていることが重要です。

～詳しくはお近くの窓口、または渉外担当者までお問い合わせください～

商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A 教育資金贈与専用口座</li> </ul> <p>※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。</p>
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）から贈与契約書により教育資金を受贈した 30 歳未満の個人</li> </ul> <p>※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき 1 口座です。専用口座を開設した場合、他の支店・金融機関で専用口座の開設はできません。</p>
期間 (1) 取扱期間 (2) 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 25 年 8 月 26 日～平成 31 年 3 月 31 日</li> <li>・ 貯金者が 30 歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで</li> </ul>
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取扱期間内で随時預け入れできます。</li> <li>※直系尊属から贈与された金銭を取得後 2 ヶ月以内に預入いただきます。</li> <li>※預入にあたっては、贈与契約書および教育資金非課税申告書等を当 J A に提出いただきます。</li> <li>・ 1 円以上 1,500 万円以下</li> <li>・ 1 円単位</li> </ul>
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。</li> <li>※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書等もしくは請求書等を提出いただきます。なお、領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。</li> <li>※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。</li> </ul>
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎日の約定利率を適用します（変動金利）。</li> <li>・ 毎年 2 月と 8 月の当 J A 所定の日に支払います。</li> <li>・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。</li> <li>・ 個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。</li> <li>※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。</li> <li>・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。</li> </ul>
手数料	—————
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができません。</li> <li>・ キャッシュカードの発行はできません。</li> <li>・ 給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払（教育資金の支払いは除く）のお取扱いはできません。</li> <li>また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。</li> </ul>
中途解約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30 歳に達した場合、②死亡した場合、③貯金残高がなくなり契約終了の合意があった場合には、口座は解約となります。</li> </ul>
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護対象</li> </ul> <p>当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>